

屋久島町口永良部島災害義援金募集要綱

1 趣旨

平成 27 年 5 月 29 日に屋久島町口永良部島「新岳」噴火災害が発生したことにより、島外への避難を余儀なくされた島民への援護の一助として、災害義援金を募集する。

2 義援金名

口永良部島災害義援金

3 受付期間

平成 27 年 6 月 4 日（木）～平成 27 年 12 月 25 日（金）

4 受付方法

(1) 口座振込

金融機関	口座番号	口座名義
種子屋久農業協同組合 上屋久支所	普通預金 25354	クチノエラブジマサイガイギエンキン 口永良部島災害義援金
※全国の J Aバンクの窓口で、振込手数料が無料扱いとなります。 窓口にて「口永良部島災害義援金」である旨、お申し出ください。		
鹿児島銀行 屋久島支店	普通預金 3010046	クチノエラブジマサイガイギエンキン 口永良部島災害義援金
※全国地方銀行協会加盟の銀行の窓口で、振込手数料が無料扱いとなります。 窓口にて「口永良部島災害義援金」である旨、お申し出ください。		
南日本銀行 屋久島支店	普通預金 1058104	クチノエラブジマサイガイギエンキン 口永良部島災害義援金
※第二地方銀行協会加盟の銀行の窓口で、振込手数料が無料扱いとなります。 窓口にて「口永良部島災害義援金」である旨、お申し出ください。		
ゆうちょ銀行	00920-7-235461	クチノエラブジマサイガイギエンキン 口永良部島災害義援金
※全国のゆうちょ銀行の窓口で、振込手数料が無料扱いとなります。 窓口にて「口永良部島災害義援金」である旨、お申し出ください。		

(2) 現金書留による送金

〒891-4205

鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 1593 番地

屋久島町会計課 義援金係

※ 郵便料金は免除になります。

(3) 現金を持参する場合

※受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

持参先	所在地	連絡先
災害対策本部（本庁総務課内）	屋久島町小瀬田 469 番地 45	0997-43-5900
宮之浦支所 会計課	屋久島町宮之浦 1593 番地	
尾之間支所 会計課	屋久島町尾之間 157 番地	
安房支所 町民生活課	屋久島町安房 187 番地	

5 義援金の取扱い

義援金配分委員会を設置し、被災者へ配分します。

6 税控除

口永良部島災害義援金は、確定申告等を行うことにより、所得税法又は地方税法に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」として、所得税及び住民税の控除対象となります。

◇個人：寄附をした翌年に確定申告等を行うことにより、所得税における寄附金控除及び住民税における寄附金税額控除を受けることができます。

◇法人：法人税の申告に当たり、その全額を当該事業年度における損金として算入することができます。

税控除を受けるための確定申告等に当たっては、次の書類を税務署へ提出してください。

(1) 口座振込された方（次の2点が必要です。）

- ① 口座振込の控え
- ② 口永良部島災害義援金の振込口座がわかる書類
(この要綱やホームページを印刷したもの、新聞記事など)

(2) 現金を持参された方

① 受領証

※ 下記問い合わせ先へお申し出いただければ発行いたします。

※ 不特定多数の方からの寄付金を取りまとめて振込または持参される場合は、寄附された方々のうち希望される方に対しての受領証を発行しますので、寄附者の名簿を郵送または電子メールにてお送りください。

<お問い合わせ先>

屋久島町会計課

TEL : 0997-43-5900 FAX : 0997-42-1505

E-Mail : soumu@yakushima-town.jp